肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の
補填金単価（概算払い）について【平成２７年１月分】

平成２７年　３月１８日

関　係　各　位

公益社団法人　香川県畜産協会

平成２７年１月に販売された交付対象牛に適用する概算払いの補填金単価について、下記のとおり公表します。

記

１．肥育牛１頭当りの補填金単価（平成２７年１月期）

区　分	肉専用種	交雑種	乳用種
香川県	－	２１，９００円	５８，１００円

注１：牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策のうち肥育経営の支援対策（特例措置）として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の平成 23 年度第 2 四半期以降の補填金について、月毎に支払う方式としています。

注２：平成 26 年度より、補填金単価の算定に当たって利用する配合飼料価格安定制度の変更に伴い、平成 26 年 4 月に販売された交付対象牛から、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。

注３：補填金単価（概算払）は、注 2 の配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より 4,000 円を控除した額としています。なお、1,000 円未満の場合は概算払を行いません。

注４：補填金交付額（概算払）に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価（概算払）を減額することがあります。

注５：生産コストには物財費及び労働費等に加え、平成 25 年 7 月分からと畜経費を算入しています。

注６：平成 26 年度より、消費税抜きで算定しています。